

保安管理業務の外部委託に係る年次点検の未実施について

関東東北産業保安監督部は、一般財団法人関東電気保安協会（以下「協会」という。）が保安管理業務を受託する自家用電気工作物設置事業場の一部において、年次点検が未実施であることを確認したため、協会等に対し注意等を行いました。

1. 本件の経緯

当部は、協会が保安管理業務の委託を受けている自家用電気工作物の事業場の一部において、年次点検が未実施であることを確認したため、協会等に対し注意等を行いました。

2. 対応

協会は、以前から年次点検未実施の事業場に対して、契約解除を含めた取組みを進めておりますが、依然として未実施の事業場があることから、当部は今回以下の対応を行いました。

(1) 協会への注意等

当部長から文書により注意するとともに、設置者と調整の上、速やかに年次点検を実施するとともに再発防止のための更なる取組みを要請しました。

(2) 他の電気保安法人・電気管理技術者への注意喚起

年次点検を適切に行っているか確認を行うとともに未実施の事業場があった場合には速やかに実施するよう当部のホームページ上で[注意喚起](#)を行いました。

3. 今後の対応

年次点検の未実施は、設置者にとっては保安規程遵守義務違反（電気事業法第42条第1項）、受託者にとっては職務誠実義務違反（電気事業法施行規則第53条第3項）に該当するものであり、今後改善がみられない場合、同規則第53条第5項第2号の規定により、その事業場に対して外部委託承認を取り消すことがあります。

[本件に関連する経済産業省本省での対応について](#)

(問い合わせ先)

関東東北産業保安監督部電力安全課

担当者：鷺津、小林 真一

電話：048-600-0388（直通）